

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 1 回汚染物質部会

日時 : 2007 年 4 月 16 日 (月) ~ 4 月 20 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

## 議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
FAO、WHO 及び他の国際政府機関からの関心事項	
4. (a)	FAO、WHO 及び他の国際政府機関からの関心事項に関する情報
4. (b)	第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の関心事項
4. (c)	毒性学上の勧告の変更による作業
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTF)	
5. (a)	GSCTF の前文改訂原案 (ステップ 4)
5. (b)	GSCTF の一覧表 I (Schedule I) の修正提案
食品及び飼料中のかび毒	
6.	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A の最大基準値案 (ステップ 7)
7. (a)	加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案 (ステップ 7)
7. (b)	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案 (ステップ 7)
7. (c)	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値に関する討議文書
7. (d)	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン原案 (ステップ 4)
7. (e)	ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染に関する討議資料
8.	ワインにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 4)
食品及び飼料中の他の汚染物質	
9.	缶詰食品及び缶詰飲料におけるスズの最大基準値案 (ステップ 7)
10.	植物たんぱく質酸加水分解物 (酸-HVP) を含む液体調味料 (本醸造しょうゆを除く) における 3-クロロプロパンジオール (3-MCPD) の

	最大基準値案原案（ステップ４）
	酸－HVP の製造及び食品の加熱加工から生じるクロロプロパノールに関する討議資料
11.	酸－HVP 及び酸－HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範原案（ステップ４）
12.	食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案（ステップ４）
13.	燻製及び直火乾燥による食品の多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範原案（ステップ４）
規格の策定手続き外の討議文書	
14(a)	デオキシニバレノール（DON）に関する討議資料
14(b)	コーヒーにおけるオクラトキシン A に関する討議文書
14(c)	ココアにおけるオクラトキシン A に関する討議文書
14(d)	乾燥いちじくにおけるアフラトキシン汚染に関する討議文書
一般問題	
15.	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
16.	その他の事項及び今後の作業
17.	次回会合の日程及び開催地
18.	報告書の採択

標記会合に先立ち、2007年4月15日（日）に「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」が開催された。

## 第1回食品汚染物質部会（CCCF）の概要

### 1. 開催日及び開催場所

平成19年（2007年）4月16日（月）～4月20日（金）  
北京（中国）

### 2. 参加国及び国際機関

59加盟国、1加盟機関（EC：欧州共同体）、16国際機関から計171名が参加した。

### 3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局 食品安全危機管理官	朝倉 健司
厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
農林水産省消費・安全局 農産安全管理課 調査官	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 企画調査係長	漆山 哲生
東京国税局課税第二部鑑定官室 鑑定指導室長	野本 秀正
国税庁課税部鑑定企画官付企画係 国税実査官	石渡 英和
（独）酒類総合研究所品質・安全性研究部門 主任研究員	橋口 知一
内閣府食品安全委員会事務局 評価課 専門官	平原 嘉親
内閣府食品安全委員会事務局 評価課 係長	菊池 栄作

### 4. 主な審議結果

#### ①食品中の汚染物質及び毒素に関する Codex 一般規格（GSCTF）の検討

##### 〔議題5関係〕

CCCFにおける検討の規準や一般的原則を定めている「食品中の汚染物質及び毒素の一般規格(GSCTF)」については、1) コーデックス内の手続きに関する記述をGSCTFから除いて手続きマニュアルに含めること、2) Codex が採択した汚染物質基準値の一覧表（Schedule I）の様式の改訂、3) Codex 食品分類の改訂作業の加速などが議論され、その結果、電子作業部会において再度検討し、次回の部会で議論することを合意。

#### ②食品中のカビ毒、汚染物質の汚染防止及び低減等のための実施規範

##### 〔議題8、11、12、13関係〕

##### 議題11. 酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における3-MCPDの低減に関する実施規範原案（ステップ4）

標記実施規範案については、1) 産業界で採用されている様々な製造条件を実施規範に反映する、2) 実施規範は一般的な助言であり各国のレベルでは製造工程に合わせて調整が必要である旨を明記する等の修正をするとともに、日本が提出した製造工程図を参考のために実施規範案の付属書として追記し、ステップ5で予備採択するように総会に送付することを合意。

## 議題 12. 食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案（ステップ 4）

標記実施規範原案については、消費者行動に関する各国政府への勧告について議論し、消費者行動はアクリルアミド暴露において重要であり、他の実施規範にも同様の勧告があることから、実施規範原案に維持すべきであることを確認。近い将来に科学データが得られることを考慮し、原案をステップ 2 に戻し、電子作業部会（日本も参加）で検討し、次期部会で再度議論することを合意。

### ③食品中のカビ毒、汚染物質の最大基準値

[議題 6、7(a)、7(b)、9、10 関係]

#### 議題 9. 缶詰食品及び缶詰飲料におけるスズの最大基準値案（ステップ 7）

以下の 2 つの主張に基づいて議論した結果、基準値案をステップ 8 として採択するよう総会に送付することを合意。

- ① 達成可能な限り低い濃度で基準を置くべきであり、特定の集団において耐用摂取量を超える恐れがあるため原案よりも低い基準値とすべき
- ② いままでの JECFA における評価を考慮すると原案の最大基準値であっても大きな健康影響がないと判断されることや、技術的事項、賞味期限への影響などを考慮し現行の基準値案とすべき

#### 議題 10. 植物たんぱく質酸加水分解物（酸-HVP）を含む液体調味料（本醸造しょうゆを除く）における 3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）の最大基準値原案（ステップ 4）

最大基準値原案について、日本から実態調査データの結果を説明し、製造工程を厳密に管理した場合、小規模工場でも最大基準値原案（0.4 mg/kg）は合理的に達成可能と考えられるとして原案支持を表明。原案より低いレベルの 0.1 mg/kg を提案する国もあったが、以下の点を考慮し、最大基準値原案（0.4 mg/kg）を総会にステップ 5 で予備採択するように諮るとともに、酸 HVP 及び酸 HVP を含む製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範が完成した後、2、3 年の間に低減措置を実行し、実態調査データを収集して最大基準値案を再検討することを合意。

- ①（主として途上国において）製造事業者の実態調査データから原案レベルの達成には時間を要すること
- ②（酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範の有効性が科学データにより示されたことから、）実施規範の完成を優先し、低減措置を実施した後、実態調査データを収集し最大基準値原案を検討することは GSCTF の基準値設定の原則に合致していること

#### 議題 6. 小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A（OTA）の最大基準値案（ステップ 7）

#### 議題 7. (a) 加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案（ステップ 7）

#### 議題 7. (b) 直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラト

### キシンの最大基準値案（ステップ7）

いずれの議題も結論としては、2007年6月に開催予定の第68回 JECFA においてリスク評価が行われることから、次期部会において議論すること、その間はステップ7に留め置くことを合意。その際、アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおけるアフラトキシンの評価については、基準値の汚染低減効果の評価の対象となる基準値案に 20  $\mu\text{g/kg}$  を加える意見が出され、データが利用可能であるという条件付きでリスク評価方針に加えることを合意。

さらに、電子作業部会において最大基準値の議論に資するデータを含む討議文書を次回 CCCF までに作成することを合意。

### ④食品中のカビ毒、汚染物質に関する討議資料

#### 議題 14. (a) デオキシニバレノール (DON) に関する討議文書

国際基準の検討のためにはその前提として、各地域及び複数年の穀物中の DON 濃度等 DON の含有量に関するより多くのデータと各国の消費パターンに関する十分な情報が必要であることから、当面の間、部会における DON に関する検討作業を中断し、各国に対し DON 汚染のデータの提出を促すことを決定。